

随意契約理由書

1. 案件名称

窓口サービス課事務用渉外身分関係先例判例総覧（追録）の購入

2. 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3. 随意契約理由

本書籍は、現在窓口サービス課において所有しており、戸籍事務において使用している渉外戸籍（外国籍の者が関連する戸籍の届出）の先例・判例をまとめた書籍の追録である。

戸籍事務は過去の判例、先例に基づいて事務が行われることが多く、また希少な事案に対する相談業務および届出の処理を行うにあたっては、最新の判例、先例の把握が不可欠であり、日々追加される判例や先例を適切に把握し、正確な戸籍事務の執行を図るため本書籍を活用している。追録には、最新の戸籍に関する判例、各自治体から法務局へ寄せられた疑義に関する回答が掲載されている。

また、過去の先例も戸籍、国籍をめぐる世論の変化を受け、解釈や運用に変更が加えられることもあり、最新情報の把握は戸籍事務執行に必要不可欠である。

かつ、本書は加除式書籍であり、元になる書籍の出版元が日本加除出版株式会社であり、その書籍に対応する追録を発行している会社も同社のみであるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

モノクロデジタル乾式複写機（大阪府中央区役所 8 台）長期借入
（単価契約）

2. 契約の相手方

コニカミノルタジャパン（株）

3. 随意契約理由

本契約は、平成 30 年 4 月 1 日付け契約「モノクロデジタル乾式複写機（大阪府中央区役所 8 台）長期借入（単価契約）」（以下「前契約」という。）の借入期間中に、契約相手方の都合により履行不能となり、契約を解除するに至ったため、その残期間について契約し、前契約により借入していた機器（以下「当該機器」という。）を引き続き利用するためのものである。

本来であれば、次期事業者を競争入札により決定すべきところであるが、デジタル複合機は、業務を実施するうえで、欠かすことのできない重要な機器であり、継続利用できなくなった場合には、日常業務に大きな支障を生じさせ、ひいては本市事業に大きな影響を及ぼすこととなるため、当該機器を引き続き利用する必要がある。

また、当該機器の借入期間について、競争入札により次期事業者を決定するまでの短期間とした場合、契約単価が大幅に増額することとなり、本市にとって不利益が生じるため、前契約の残期間を契約期間とすることが、もっとも経済的かつ合理的である。

当該機器を継続利用するためには、当該機器の所有者である上記事業者と契約するより他にないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、上記事業者と随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）